

# 赤磐市立幼稚園・小学校・中学校 の教育環境整備について

平成23年3月29日

赤磐市立幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会



## 目 次

はじめに	1
<b>学校規模適正化に関する基本的な考え方</b>	2
1 赤磐市立小・中学校の状況	2
2 学校の小規模化に伴う利点と問題点について	2
(1) 小規模校のメリット	2
(2) 小規模校のデメリット	3
(3) 本審議会の考え	4
3 適正な学校規模についての基本的な考え方について	4
(1) 1学級あたりの児童生徒数	4
(2) 望ましい学校規模	5
【参考】標準学校規模	7
【資料】市民アンケート結果より抜粋	7
<b>適正配置に関する基本的な考え方</b>	8
1 学校の適正配置について	8
2 学校の通学区域の設定及び改廃について	9
3 通学距離及び通学方法について	9
4 跡利用について	11
5 その他、教育環境整備について	11
<b>アンケート結果からみる市民の意識</b>	12
おわりに	16

## はじめに

全国的に少子高齢化が進む中で、赤磐市においても小・中学校及び幼稚園の小規模化が進んでいます。このような状況のもとに、赤磐市立幼稚園及び小中学校の適正規模・適正配置についての基本的な方針を検討し、赤磐市の子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めるために、赤磐市立幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会が設置されました。

本審議会は、平成20年7月4日に赤磐市教育委員会教育長から、市立幼稚園・小学校・中学校について、赤磐市の子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような適正規模ならびに適正配置等基本的な考え方について検討を行うよう諮問を受けました。以来、現在まで審議会本会議6回と分科会9回を開催し、延べ15回にわたって慎重かつ熱心に審議を行ってきました。また、審議に当たっては、学校園の視察や市民に対するアンケート調査を実施し、できる限り現状を踏まえた審議になるよう努めました。

赤磐市は、平成17年3月の合併以来「人“いきいき”まち“きらり”」を市の将来像とし、「活力ある、住みよい、住みたい赤磐市」の実現を目指してまちづくりに取り組んでいます。したがって、本審議会の使命としては、赤磐市の児童・生徒が“いきいき”と学習と生活が送れるような“きらり”と耀く学校の実現に貢献できることを究極の目的とし、そのために最も教育効果が高められる教育環境整備をどのように進めていくべきかその方策を模索することが求められている、との共通認識に立ち審議を進めました。その際、合併以前に存在していた学校建築や施設面における地域ギャップについては、新しい「赤磐教育」モデルの構築という全市的観点から創意工夫し、環境整備を早急に進めていく必要があることも確認されました。

なお、幼稚園等の幼児教育環境のあり方については、平成18年11月に設置された幼児教育検討委員会の報告に基づいた『幼児教育推進計画』が平成19年11月に策定され、その計画に基づいた行政が既に着手されている事実を尊重し、本審議会では課題を小・中学校の環境整備に限定し、審議を行うこととしました。

本提言は、このような観点から検討を行ってきた内容を整理し、具体的な適正配置計画を立案するうえでの前提となる基本的な考え方を中心にまとめました。

赤磐市におかれましては、本提言を具体化することによって、より良い教育環境の整備に邁進されますことを強く要望します。

平成23年3月29日

赤磐市立幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会  
会 長 曾 我 雅 比 児

## 学校規模適正化に関する基本的な考え方

### 1 赤磐市立小・中学校の状況

赤磐市は南北に長く、人口の多い南部の旧山陽地域においては、学校規模及び学級規模の点で大きな問題はありませんが、人口の少ない北部の旧赤坂・熊山（桜が丘東地域を除く）・吉井地域の学校では小規模化が進行しており、学校教育法施行規則で標準とされている12学級から18学級を下回る学校数が増加しています。とりわけ、5学級以下の過小規模校が小学校に2校存在し、複式学級や少人数の学級編成をしなければならない状況にあります。また、中学校には5学級以下の小規模校が1校存在する状況にあります。このような過小規模校化の傾向は今後なお一層進むことが見込まれ、そのことは子ども同士の切磋琢磨する機会が減少するなかで、社会性・コミュニケーション力の育成をどう図るかといった新たな課題を我々に投げかけています。

次に平成21年度の赤磐市立小・中学校の児童・生徒数及び学級数について、最大と最小の比較ならびに学校間格差の実態を表の形で示しました。

校種別児童生徒数及び学級数の格差

(平成21年5月1日現在)

	児童生徒数(人)			学級数(学級)		
	最小	最大	格差	最小	最大	格差
小学校	42	463	11.0倍	4	14	3.5倍
中学校	122	503	4.1倍	4	15	3.8倍

(特別支援学級を除く)

### 2 学校の小規模化に伴う利点と問題点

全国的に少子高齢化が進む中で、赤磐市においても少子化の進行に伴う学校及び幼稚園の小規模化が進んでいます。本審議会は、こういった状況が、教育現場においてどのような影響を及ぼしているかを、小規模校化にともなうメリット、デメリットという観点から確認したうえで、学校規模の適正化と適正配置の検討に取り組むべきだという点で共通認識に立ち、審議を行いました。

#### (1) 小規模校のメリット

児童・生徒の学校生活において、学習や生活の基盤となるのは学級であります。児童・生徒は、学級内での仲間とのふれあいや相互協力あるいは切磋琢磨の機会を通して、他者を思いやる心や社会規範等の社会性をはぐくむとともに、集団の中における自己の役割を習得し、生涯にわたる学習の基盤となる資質を形作っていくと言えるでしょう。

児童・生徒の学級生活の点において、小規模校は以下のようなメリットを有していると言われています。

児童・生徒、教員、保護者や地域を含めて互いの結びつきが深いことから、児童・生徒の相互理解が深まり、集団に所属する安心感を得やすい。

児童・生徒数が少ないことから、学年の壁を越えた人間関係が形成されやすく（特に複式学級において）、年長の児童・生徒にリーダーシップがはぐくまれやすい。

また、教員の指導体制の点においては、次のようなメリットが期待できます。

児童・生徒の一人ひとりの能力や特性、家庭環境等を把握しやすく、個に応じたきめ細かく丁寧な指導が行いやすい。

教員間での一人一人の児童についての情報交換や、全職員による集団指導体制を充実することができる。

## （２）小規模校のデメリット

小規模校には上記のような良さがある反面、少人数であるがゆえのデメリットも存在しています。特に過度に小規模化すると、さまざまな教育上の支障を生じさせる原因ともなると言われています。

児童・生徒の集団生活の面で小規模化がもたらすデメリットとして以下のような点が指摘されています。

児童・生徒が相互に刺激しあい、切磋琢磨する機会が少なくなる。

集団としての機能が弱まり、活気や活力が低下しやすい。

集団の中での児童・生徒の役割や評価が固定されやすく、いじめなどにより人間関係がいったん崩れると後年次まで影響が残りやすい。

一方、教員側の指導体制の面でも次のような問題の発生が懸念されています。

教員数が少ないため、選択教科や部活動などにおいて、生徒の要望に十分に答えられないなど、多様な教育活動を行うことが困難である。

学校運営の面においても、教員の配置数が少ない場合、教員同士の切磋琢磨の機会が少なくなるとともに、校務分掌などの面で教員一人あたりの負担量が多くなる。

以上の他にも、過小規模校の問題点として、たとえば小学校で6年間学級が固定した場合、互いに依存関係の強い人間関係になりやすく、多様な考えや行動に触れる機会が少なくなることから、子ども間の人間関係のこじれが保護者をも巻き込む事態に発展することも往々にしてあるとも言われています。

### (3) 本審議会の考え

小規模校のメリット、デメリットを勘案すると、学習集団としては、小規模である場合、よりきめ細かい指導が可能であるという大きな利点がありますが、生活集団としては、一定の規模を持つことが必要であると思われまます。過度に小規模校化が進んだ場合にはデメリットとしての影響のほうが大きくなると考えられます。

したがって本審議会は、子どもたちにとって学習と生活の両面のバランスがとれた望ましい教育環境を提供するためには、ある程度の生徒数を擁する学級規模と、ある程度の学級数を擁する学校規模を確保する必要があるとの結論に達しました。

## 3 適正な学校規模についての基本的な考え方

学校教育法施行規則第41条では「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合にはこの限りではない」(中学校も同様)とされています。本審議会への諮問では、こうしたことを基本にして、赤磐市としての「適正規模」についての基本的な考え方を検討することを課題として与えられました。

### (1) 1学級あたりの児童・生徒数

1学級あたりの適正な(望ましい)児童・生徒数の条件として、子どもたちが授業への参加意識や充実感を得るためには、授業での発言などを通して教員や子ども同士のコミュニケーションの機会が多く確保されていることが大切です。個人学習とグループ学習を活用することにより、学習の協同化が生み出され、学習の厚みと深まりが増すものと考えられます。

話し合いや活動を協力的に進め、互いの良さを経験させるなどグループでの討論、検討など思考の多様化や複眼化を求める学習の場を考えれば、5～6人を1班として4班～6班のグループが編成できることが望ましいと考えられます。なお、小学校1年生では、入学当初に子どもたちが顔と名前が一致し、学校生活になじめるように、幼稚園の1クラスの人数を参考に入れることも必要であり、低学年では、上限を30人とすることが望まれます。

このように効果的なグループ学習など集団学習の面以外にも、「体育の学習でチームを複数編成して対戦できる。」、音楽の合唱や合奏では「パートを分けたり、たくさんの楽器を取り入れて演奏したりできる。」など一定の児童・生徒数が必要な活動を考慮すれば、小・中学校ともに1学級の児童・生徒数は30人程度が望ましいと考えます。

20年度末に行った市民アンケートにおいて適正な児童・生徒数を尋ねたところ、小学校では、1学級の児童数として20人から29人の範囲を適正とする回答が一番多く、中学校でも1学級の生徒数を20人から29人の範囲を適正とする回答が一番多い結果となりました。市民の意識の上でも、この程度の基準が妥当なものとして支持されていると

考えられます。

## (2) 望ましい学校規模

### 小学校の場合

適正な学校規模を検討する視点として重要な点は、適切なクラス替えが可能であるということです。児童・生徒のコミュニケーション能力の向上のためには、クラス替えを通して多くの友人や教員とのふれあいの機会を持たせることが重要です。クラス替えを通じてさまざまな新しい人間関係が生じ、そこから多様な価値観や学習意欲、さらにはよい意味での競争心が生まれるなど、単学級による弊害を除くことが可能となります。そのためには最低でも1学年に複数学級あることが前提となります。さらに、クラブ活動での選択肢の確保、運動会、文化祭などの学校行事における学級ごとの取り組みなど、集団の楽しみを経験できることなど教育面を考慮した場合、1学年2学級から3学級あることが望ましいと考えます。

また、教員の側にとっても、1学年に複数の学級があることは、特に学級担任制である小学校においては担任同士の連携、協力、教員相互の研修が可能となり、互いに切磋琢磨できることや校務分掌の分担という面からもメリットがあります。さらに、小学校は1校当たり8学級以上あれば、各学級担任に加えて担任以外の教員が1名配置されることを考慮に入れば、各学年に複数の学級を設けることが難しい場合においても、最低限8学級を擁する学校規模が望ましいと考えます。

### 中学校の場合

中学校では、教科担任制であることから、すべての教科の教員がいて専門の教師の授業が受けられる学校規模がひとつの目安と考えられます。この点に関して、中学校では、1校当たり7学級以上あれば、全教科の教員が配置可能であることから、最低でも1校7学級以上の学校規模が望ましいでしょう。さらにできれば、同一学年で同一教科は一人の教員が担当することが望ましいと考えられます。また、生徒の発達段階を踏まえると小学校時代よりもさらに多くの友人との関わりを通じて、多様な価値観に触れさせることや切磋琢磨させることが必要であるため、1学年当たり2学級から4学級程度あることが望ましいと考えます。

しかしながら、学校規模が過大となることによるさまざまなデメリットが想定されます。学級数の増加によって学校への帰属意識や連帯感の維持、特別教室や体育館等の施設利用などの面で支障が生じることのない学校規模とする必要があります。特に、中学校においては、学習面だけでなく、部活動での指導や生活や進路などに関する生徒指導の面でも十分目が行き届いたきめ細かな対応ができる学校規模であることが重要です。その点を考慮すれば、中学校では1学年あたり6学級を超えないことが望ましいと考えます。



市民アンケートにおいて1学年あたりの望ましい学級数を尋ねたところ、小学校では「2～3学級」と答えた割合が圧倒的に多く6割強を占め、中学校では「2～3学級」もしくは「4～6学級」と答えた割合が併せて約7割を占める結果となりました。学校全体の望ましい学級数については、小学校では「12～18学級」に約6割、中学校では「6～18学級」に約7割の回答者が支持を与えているとの結果を得られました。

以上、本審議会では、上記の市民アンケートの結果や国・岡山県の基準などを踏まえ、教育活動および集団生活の両観点から検討し、赤磐市立学校の望ましい学校規模として次のような基準を提言いたします。

#### 望ましい学校規模

	学級(1学級あたりの人数)	学年(1学年の学級数)	学校(全学年の学級数)
小学校	30人程度	2から3学級	12から18学級
中学校	30人程度	2から4学級(多くても6学級)	7から12学級(多くても18学級)

**【参考】 標準学校規模**

学校教育法施行規則第41条 = 「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合はこの限りではない」(中学校も同様)

- 小中学校の学級数 = 12学級～18学級
- 小学校においては、各学年2学級以上
- 中学校においては、各学年4学級以上

**【資料】 市民アンケート結果より抜粋**

学校の適正な学級数と児童生徒数

学級数(1学年あたり)

小学校	回答者数	中学校	回答者数
複式学級	8	1学級	20
1学級	89	2～3学級	330
2～3学級	531	4～6学級	298
4学級以上	43	7学級以上	22
わからない	165	わからない	161
合計	836	合計	831

児童生徒数(1学級あたり)

小学校	回答者数	中学校	回答者数
9名以下	8	9名以下	5
10～19名	156	10～19名	88
20～29名	427	20～29名	365
30～39名	161	30～39名	276
40名以上	8	40名以上	22
わからない	81	わからない	83
合計	841	合計	839

## 適正配置に関する基本的な考え方

### 1 学校の適正配置について

将来にわたってより良い教育環境を整備していくためには、適正な学校規模に基づいて学校の適正配置を行うことが必要です。したがってこの問題を協議するにあたっては、第1次提言において取りまとめた「適正な学校規模についての基本的な考え方」を踏まえて検討を進めることが原則であると考えます。本審議会においてもその観点から審議を重ねた結果、以下のように基本的考え方の点で合意が得られました。

適正な規模に満たない学校の統廃合を検討するにあたっては、当該学校の経営や教育課程運営等について十分に考慮する必要があります。また、地域との関わりや歴史的経緯などを踏まえるとともに地域や保護者の要望等を極力尊重しつつ、総合的に判断する必要があります。したがって、適正配置についての実施計画を作成するにあたっては、「赤磐市総合計画・赤磐市教育行政振興基本計画」に基づいて、当該学校の保護者や地域住民に十分な説明をし、協議を踏まえることはもとより、市民全体からの理解を得られるように進めることが重要です。

適正配置の実施にあたっては、一律な方式で進めるのではなく、地域の歴史や実情、要望等を踏まえ、ケースバイケースで進めるべきだと考えます。なお、適正配置を行う主な実施手法としては、学校統合方式（注1）や小・中一貫校方式（注2）、特認校制度方式（注3）、通学区域の見直し方式（注4）などが考えられます。

以上要約し、以下のように提案いたします。

学校の適正配置については第1次提言において示された「適正な学校規模についての基本的な考え方」をベースにして検討を進めること。

適正な規模に満たない学校の統廃合を検討するにあたっては、決して一律の方式で進めるのではなく、児童生徒数の将来推計を踏まえつつ、地域の歴史・特色・実態に十分配慮を払うとともに、児童・生徒の通学負担（距離・方法）の問題をも考慮に入れ、かつ何よりも保護者や地域住民との話し合いを踏まえて様々な実施手法の可能性をさぐる必要がある。

適正配置を行うにあたって過小規模を克服できず教育課程経営に困難が生じる場合は、教育委員会は指導体制を検討し、整備していくための援助を行うべきこと。

## 2 学校の通学区域の設定及び改廃について

この問題を検討するにあたって最も大切な点は、学校の地域における役割、歴史的経緯について配慮することです。学校統合によって地域社会の中核である学校がなくなることは、地域コミュニティが何らかの形で崩れることに繋がるのではないかと地域住民の不安への配慮が必要です。

したがって本審議会としては、この問題については、適正な学校規模の基準を示しながら、過小規模校の地域住民や保護者の方々に対し、様々な過小規模解消の方式を提案し、地域の人々と相談しながら解決策を模索することを教育委員会に対して提案いたします。

もし複数の学校が合併した場合、現行の学区を併せた新しい学区を設定すれば済むだけで、新たな学区の線引きは必要ないものと考えます。なぜならば、学区が拡大した結果、指定の学校より学区外の学校が距離的に近くなった場合、現行の「赤磐市学校選択制実施要綱」に基づき距離の近い学校を選択することが認められているからです。

なお、中学校は地域とのかかわりや歴史的経緯などの点で、地域の代名詞として大きな存在感を体現し、教育・文化活動はもとより地域の福祉や地域の人々の結びつきに大きく貢献していることから、原則として将来的に存続させることが望ましいとの意見が出され、それに賛同する発言も見られた。しかし、今後の生徒数の推移を見ると、長期的な展望のもとに、あらためて検討することが望まれるというのが本審議会の結論です。

## 3 通学距離及び通学方法について

望ましい通学距離については、国の基準（注5）として小学校では4 km以内、中学校では6 km以内という基準があります。また、通学時間の目安は、1時間程度を上限とすることが望ましいとされています。赤磐市は、通学区内において通学距離が小学校で半径3 km、中学校で半径5 kmを超える地区を対象として、スクールバスの運行や遠距離通学費の補助を行っています。また、全市内を対象に、指定されている学校よりも自宅から近い学校を選択することができる学校選択制（注6）を実施しております。

通学に関して、学校統合にともない通学路が延びたり変更したりすることに対しては、子どもや保護者の負担と安全確保に配慮する必要があります。その際、「通学距離」「通学にかかる時間」「通学路の安全性」等について総合的な検討が必要であり、地域の実情を十分に把握した上で、保護者や地域の方々の意見を取り入れ、路線バスの利用、スクールバスの運行経路の変更・新設等、様々な工夫を加え、児童生徒に過度な負担がかからないように配慮することが必要です。なかでも、児童生徒の通学における安全確保が重要課題であり、登下校時の安全面を確保することや児童生徒の心身に与える影響等について十分に研究を行いつつ慎重に検討を進めていくことが必要です。

(注1) 学校統合方式

適正規模に満たない学校を、近隣の対象学校同士又は対象学校とその近隣にある適正規模の学校とを統合することにより、適正規模の学校とします。

(注2) 小・中一貫校方式

中学校1校、小学校1～3校を1校に統合して、小中一貫校としての教育環境を整備する。学校運営組織・学校教育目標・学校経営目標・教育課程等を見直し、それぞれの小・中一貫校の特性に応じた取組を行います。

(注3) 特認校制度方式

小規模校入学特別認可制度(以下「特認校制度」という。)とは、豊かな自然環境に恵まれた小規模の学校で、自然に積極的にふれあい、地域との出会いや交流を大切にした教育活動の中で、豊かな人間性を培いたいと希望する児童・保護者に一定の条件を付して特別に入学・転学を認め、多様な教育の機会を創出し、児童・保護者のニーズに応えようとするものです。指定校において、赤磐市内の全学区からの児童生徒を受け入れ、学校の立地の特色を生かした教育活動を行うものです。

(注4) 通学区域の見直し方式

適正規模に満たない学校と適正規模の学校の学区が隣接しており、かつ、通学区域を見直すことによって両校が適正規模の学校となる場合に、通学区域を見直すことにより、適正規模の学校とします。

(注5) 国の基準(適正な学校規模の条件)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項では、適正な学校規模の条件は、通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であることとされています。

(注6) 学校選択制

学校選択の機会の拡大を図るための通学区域の弾力的な運用により、通学区域の弾力化と学校選択制の2つの対応に分かれた。学校選択制は、従来の1学区1校区とは異なり、学区を撤廃するか、1学区の中に複数校を設定し、その中から保護者に学校選択の自由を認める制度です。

## 4 跡利用について

学校の適正配置の計画策定および実施によって廃校が予定されることになった学校の校地・校舎等の跡地利用の検討にあたっては、教育委員会は当該学校の保護者や地域住民と十分な協議を行い、地元の理解と合意を踏まえて慎重にすすめる必要があると考えます。

また地域住民の側においても、自分たちの夢を紡ぐことができるようなプロジェクトを考案するため、自主的に地域検討委員会のような合議機関を立ち上げることが望まれます。学校が無くなった後の地域を行政と協力しながら自分たちで支えかつ盛り上げていこうという主体的姿勢を期待したいと思います。

以上の基本的考えを確認した後、本審議会は跡地利用の具体的方向に関して、文部科学省のホームページ「みんなの廃校プロジェクト」サイトや国立教育政策研究所の調査結果などをもとに協議したところ、以下のような利用例を中心に後利用を検討することが望ましいという結論に達した。

医療、福祉サービスのための施設、 地域住民の生涯学習のための施設、 地域の子どもの居場所および地域住民のコミュニティ活動の場としての施設、 地域の人々が行政と協力し地域を守っていくためのボランティア活動の場としての施設、 一般の人々に開かれた自然体験や交流のための施設。

どのような型での後利用を進めるにあたって、その地域に夢を与えるような形での財政的支援を含めた取り組みが強く望まれることを申し添えておきます。

## 5 その他、教育環境整備について

学校の適正規模並びに配置等の検討過程において、今後の学校教育の充実を図るうえで検討すべき事項として、市民意識調査において多くの人々が支持した次の内容があげられます。

まず、『特色ある教育』を進めるために、「確かな学力を育む教育」、「社会性や道徳性の育成」、「健やかな体の育成と健康教育の推進」に優先的に取り組むことが望まれます。

また、『赤磐市型教育』を進めるために、「幼・小・中学校の一貫した教育の推進」、「集団活動・体験学習の充実」、「交流教育（学校間交流・校種間交流・地域交流）の推進」、「郷土愛を育む教育の推進」に優先的に取り組むことが望まれます。

## アンケート結果からみる市民の意識

赤磐市立小・中学校の適正規模、適正配置のあり方について検討するに当たり、市民の意識を明らかにするため市民意識調査を実施した。

### 調査の概要

#### (1) 調査目的

本調査では、学校の環境整備を検討するに当たり、広く市民の意見を聴取し、調査結果を参考に審議を進める資料とすることを目的とした。

#### (2) 調査項目

##### ・基本事項（個人属性）

あなたの性別は

あなたの年齢は（平成21年2月1日現在でお答えください。）

あなたの住んでいる地域は

あなたのご家族に中学生以下のお子様はおられますか。

##### ・調査事項

あなたは、現在、赤磐市教育環境整備審議会が開催されていることについてご存じですか。

#### 学校の適正規模に関する設問

教育効果（成果）がもっともあがると考えられる、赤磐市の学校の学級数についてお尋ねします。

A 小学校の学級数は法令によると「1学年当たり2～3学級」が標準規模となっていますが、どの程度が望ましいと思われるですか。

\* 複式学級は、学年ごとにクラスを編成するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制のことです。

B 中学校の学級数は法令によると「1学年当たり4～6学級」が標準規模となっていますが、どの程度が望ましいと思われるですか。（1クラス定員は40名）

教育効果（成果）がもっともあがると考えられる、赤磐市の学級規模についてお尋ねします。

A 小学校1学級の児童数は最低どれくらい必要と思われるですか。

B 中学校1学級の生徒数は最低どれくらい必要と思われるですか。

#### 赤磐市における学校の適正配置に関する設問

児童・生徒数が大きく減少すると予測される学校は、今後どのようにすることが赤磐市の教育行政推進にとって望ましいとお考えですか。

#### 赤磐市における学校の特色ある教育活動に関する設問

学校の特色ある教育の内容として、どのようなことに優先して取り組むべきだと考えますか。

赤磐市ならではの（赤磐市型学校教育）の特色ある教育を進めるためには次のどのような学校教育を優先して取り組むべきだと考えますか。

#### 赤磐市の教育環境整備に関する設問

赤磐市の児童・生徒が将来有為な社会人として成長し、児童・生徒にとって「こんな学校だったらいいな」という教育環境の整備に関して何かご意見がありましたらお書きください。

赤磐市の教育行政推進に関するご意見がありましたらお書きください。

(3) 調査方法

対 象 赤磐市に住民票のある16歳以上

抽 出 山陽地域(桜が丘西を除く)、桜が丘地域(桜が丘東、桜が丘西)、赤坂地域、熊山地域(桜が丘東を除く)、吉井地域の5地域から各500人を無作為抽出

人 数 2,500人

期 間 平成21年3月1日から31日

方 法 郵送によるアンケート発送・回収

(4) 回収結果

発送数 2,500

未着数 7

有効数 2,493 (発送数 未着数)

回収数 859

回収率 34.46% (回収数/有効数)

(5) 集計分析

単純集計 (全体的傾向の把握)

それぞれ単純に集計した

クロス集計 (4つの分類による各分類の傾向の把握)

ア 「男女別」による集計

イ 「年代別」による集計

ウ 「地域別」による集計

エ 「子供の有無別」による集計

市民の意識

(1) 1学年当たりの学級数は「2～3学級」が望ましいとする市民が最も多い。

小学校では、回答者全体の61.8%が「1学年当たり2～3学級」を選択しているが、この傾向は年代別、地域別、性別、子供の有無別のいずれにおいても同様である。

中学校では、回答者全体の38.4%が「1学年当たり2～3学級」を、回答者全体の34.7%が「1学年当たり4～6学級」を選択している。この傾向は、山陽地域では48.9%、桜が丘地域では48.1%が、「1学年当たり4～6学級」を選択しているが、年齢別、性別、子供の有無別においては同様である。

(2) 1学級当たりの児童生徒数は、「1学級当たり20～29人」が望ましいとする市民が最も多い。

小学校では、回答者全体の49.7%が「1学級の児童数は20～29人」を選択して



いる。

中学校では、回答者全体の 42.5%が「1学級の生徒数は 20~29 人」を、回答者全体の 32.1%が「1学級の生徒数は 30~39 人」を選択している。この傾向は、年代別、地域別、性別、子供の有無別いずれにおいても同様である。

- (3) 「複式学級になったり、児童・生徒が極端に少なくなったりしないよう、また、学校規模や学級規模が確保できるように、通学区域の拡大等弾力的運用を進めて、現行の学校配置を維持する。」が望ましいとする市民が多い。

学校の適正配置については、回答者全体の 41.2%が「複式学級になったり、児童・生徒が極端に少なくなったりしないよう、また、学校規模や学級規模が確保できるように、通学区域の拡大等弾力的運用を進めて、現行の学校配置を維持する。」を選択している。この傾向は、年齢層別で 30 歳~39 歳で、「標準規模を満たさなくなった学校から順次、学校の適正配置を検討し進める」が 34.2%を占め、多数意見となっているが、地域別、性別、子供の有無別においては同様である。

- (4) 特色ある教育の内容として、どのように優先して取り組むかとして、社会性や道徳性、たくましい体や健康、確かな学力を育む教育を優先して取り組むことが望ましいとする市民が多い。

特色ある教育の内容としては、回答者全員の 29.5%が「社会性や道徳性を育てる心の教育」を 17.8%が「たくましい体や健康を育てる教育」を、15.0%が「確かな学力を育む教育」を選択している。この傾向は、吉井地域では 14.2%が「自然や環境を守り育てる教育」を選択する割合が多くなっているが、年齢別、性別、子供の有無別においては同様である。

- (5) 赤磐市型教育を進めるため、「集団生活・体験学習の推進」、「交流型教育（学校間交流・校種間交流・地域交流）の推進」、「幼・小・中学校の一貫した教育の推進」と「郷土愛を育む教育の推進」を優先して取り組むことが望ましいとする市民が多い。

赤磐市型教育を進めるため、どのような学校教育を優先して取り組むかでは、回答者全員の 27.2%が「集団生活・体験学習の推進」を、20.8%が「交流型教育（学校間交流・校種間交流・地域交流）の推進」を、17.2%が「幼・小・中学校の一貫した教育の推進」と「郷土愛を育む教育の推進」を選択している。この傾向は、70 歳以上で「郷土愛を育む教育の推進」の占める割合が 20.4%と多くなっているが、地域別、性別、子供の有無別においては同様である。

### 市民意識のまとめ

学校の適正配置、適正規模については、回答者の年代別、地域別、性別、子供の有無別のいずれにしても市民の意識に大きな違いはみられず、市民の7割(69.8%)近くが何らかの形で学校の適正配置を進めることにより、1学級当たりの児童生徒数は30人程度、1学年当たり学級数は小学校では2～3学級、中学校では地域により2～3学級、4～6学級とし、将来を担っていく子供たちにより良い教育条件を用意することの必要性を感じている。

しかし、現行の学校配置を継続するという市民意見も2割(17.7%)近くあるため、これらの少数意見も尊重しつつ、地域の事情を配慮しながら学校の適正配置を進めることが必要である。

## おわりに

本審議会では、赤磐市の学校の適正な規模と適正な配置の考え方について、国の法令や他自治体の事例など、ならびに市民アンケート結果も参考にしながらこれまで審議を重ねてきました。その結果、具体的な適正配置や新しい赤磐の教育システムを計画するうえで前提となる基本的な考え方について赤磐市教育委員会に提言することになりました。

児童・生徒数が減少し、学校の規模がますます小規模化していくことが予想される中で、赤磐市の子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めるためにはどのような適正規模・適正配置が必要なのか、さらに地域の特色を尊重し、地域住民の理解が得られる適正配置をどのように進めていけばよいのか、これらの点について基本的な考え方と今後の方向性を提言としてまとめました。

審議にあたって本審議会が最も留意したポイントとして2点ありました。

第1点は、通学区域の見直し、学校の統廃合などによって生じる児童・生徒の通学状況や形態の変更に対しては子どもたちの安全確保をいかに確保するかということが最優先課題であり、そのためにはスクールバス等の増便・増発などの対処の必要があるということでした。

第2点は、特に統廃合を行う場合には、関係する学校ごとに保護者や地域住民を対象とした説明会を行い、地域の理解を得る努力を行うとともに、関係校の教職員間の連携を密にしたりして受け入れ態勢の万全を期するなど、何よりも児童・生徒と保護者の不安を取り除く配慮も必要だという点でありました。

実際の学校の統廃合にあたっては、様々な難題や相当の時間を要することが予想されます。しかしながら、少子化が今後も長期間にわたって継続することが確実視されている状況を踏まえると、学校の適正規模を維持していくためには学校の統廃合は避けて通れない課題であると言わざるを得ません。

赤磐市教育委員会にあっては、子どもたちの健やかな成長のために、将来的な学校の適正規模と適正な配置に向けて、この提言に基づき速やかに一定の基準で全市についての適正配置計画を立案の上、「赤磐の教育」モデルの構築と実現に向かって努力されることを切に望みます。